

警報発表時の保育措置について（2026年度）（R8/5）改訂版

令和8年5月28日より気象警報などが大きく変わります。園での対応についてお知らせします。

1. 和歌山市に「レベル3大雨警報」・「レベル3土砂災害警報」・「暴風警報」・「大雪警報」（警戒レベル3以上は、すべて含む）発表の場合 登園前・自宅待機とする。

◎午前8時までに上記の警報が解除された場合、安全を確かめたうえで登園してください。その日は午前中保育（給食はありません。）

- ・警報が発表されていなくても、今後警報の発表が予想される場合、または地域の状況により危険と判断される場合は、登園の一時見合わせや休業の措置をとることもあります。
- ・風雨・洪水・大雪・凍結の影響によって、地域の状況により危険と判断される場合も上記の措置をとることもあります。

◎午前8時になっても警報が出たままの場合
幼稚園は休みになります。外出しないようにしてください。

給食についても気象状況により、園を開園したとしても中止の場合もあります。基本は、午前6時に警報が出ている場合は、給食は取りやめとなります。ただ、状況によっては、前日に中止の決定する場合や午前6時前に中止を決定する場合もあります。都度、ラインスクールでお知らせします。安全第一で判断されますので、ご理解をお願いします。

登園後

- ◎幼稚園にいる時に警報が発表された場合は、園児が安全に降園できると判断した場合にすみやかに降園の措置をとります。保護者の方は
周辺の安全を確認のうえ、お迎えをお願いします。地域によって浸水等もありますので、決して無理はしないでください。
- ◎降園することが、より危険を増すと考える場合は、危険性がなくなるまで、園で待機します。なお、レベル4危険警報、レベル5特別警報発表時は、園で待機となります。
- ◎留守宅等、個々の家庭の状況をふまえ、必要に応じて対応させていただきます。
- ◎地域の状況により洪水や浸水のため危険と判断される場合は、自宅待機とします。津波警報や大津波警報の場合は『防災和歌山』やテレビ・ラジオの情報により、適切な行動をとってください。

2. 地震が発生した場合

登園前

- ◎震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業となります。
- ◎震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表される等、危険が予測される場合は臨時休業となります。

登園後

- ◎震度に関係なく、津波、火災等の危険が予測される場合は、園児を安全な場所（小学校4階）に避難誘導し、情報収集した上で待機するか降園するかを決定します。
- ◎震度5以上が発生、津波警報が発表された場合は、安全を確保したうえで、ただちに宮前小学校4階に避難します。保護者の方は、安全が確保できたうえでお迎えをお願いします。但し、その時の状況により園で待機することもあります。

3. その他

- ◇上記のことをよくお読みいただきまして、幼稚園への問い合わせはできるだけ控えていただきたいと思います。（幼稚園が関係機関への緊急用に電話回線をあけておきたいためです。）
- ◎上記（1）は『暴風警報』・『レベル3大雨警報』の措置です。注意報の場合ではありません。間違いないようにお願いします。
- ◎各種の「警報」や「注意報」に関係なく、登園時に危険が予想される場合には、保護者の判断で、登園を一時見合わせて、その旨を幼稚園へご連絡ください。
- ◎テレビ・ラジオの情報をよくお聞きください。

※和歌山県下の警報発表地域について

本園の適用する区域は「和歌山市」となります。放送等で、発表が「紀北」という表現になっている場合は、情報を収集していただき、「和歌山市」であるかどうかの確認をお願いします。（NHKは、放送中に市町村単位の適用区域をお知らせするとのことです。）